

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

美祢市長 篠田 洋 司

市町村名 (市町村コード)	美祢市 (35213)
地域名 (地域内農業集落名)	厚保地区 (上村・中村・下村・横坂・奥畑・金山・岩ヶ河内・大向・江の河原・植松・小杉・熊の倉上・熊の倉・坂本・千歳・大村・土器・本郷東・本郷西・本久・沓野1区・沓野2区・梅香・中原・原・深土・大日・駒ヶ坪・長尾・平沼田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

上記集落のうち、川東(岩ヶ河内・大向・江の河原・植松・小杉・熊の倉上・熊の倉)、本郷(坂本・千歳・大村・土器・本郷東・本郷西・本久・沓野1区・沓野2区)、原(梅香・中原・原・深土・大日・駒ヶ坪・長尾・平沼田)で協議を実施した。

(川東)

2つの集落営農法人があり地域の農地を守っているが若手の担い手が少なく法面の傾斜もきつく高いため、耕作や農地の保全に苦労している。そのような中、近年は特にシカによる獣害が深刻であり、地域の猟師も不足しているため対応が困難となっている。

また、一部地域の水稻は、山からの湧水を利用しているが、山林の管理不足の問題や冬季の雪不足等の理由により水の確保が厳しくなっており作付への影響が出ている。

(本郷)

土器地区には機械共同利用組合があり、地域内の農家が協力して営農している。田植えは個人で行い、稲刈りは組合が実施している。水源は全て山からの湧水で水路や農道の老朽化が著しいため、営農継続のためには整備が必要である。また、獣害対策として電柵を設置しているがシカやイノシシの被害が増加している。

沓野2区ではほ場整備率が95%で、法人と認定農業者が地域の営農を担っている。中山間直支協定活動も継続しているが、農業者の高齢化等の理由により5年後の継続は不透明な状況である。また、委託先の法人は経営改善のため、受託農地の見直しを検討しており、今後の管理には地域の協力と支援が求められる。移住者による営農拡大にも期待して地域の農地を守りたいが、山間の団地では農道や水路が毎年被災し、鳥獣被害も多発している。

(原)

地域内の農地の多くは法人や認定農業者が担っているが、取水源となる頭首工が機能しておらず改善要望を出している。ほ場整備を行ってから40年以上が経過しており、水路や農道が老朽化している。獣害防止柵が設置されていない地区(原、中原、深土)では特にシカやイノシシによる被害が深刻である。地域の法人には後継者がいないため、規模拡大は困難である。梅香地区では、高齢化に伴い作業者が減少しており、用水確保や山側のほ場の維持管理が難しく、法人の経営規模の縮小が予想される。中原、原、大日地区では法人が耕作しており、ほ場整備が行われているため、継続的な維持が可能であるが、原川沿いの水田や山水で耕作している地区では農家の高齢化が進んでおり、維持管理が困難になる見込みである。

(2) 地域における農業の将来の在り方

将来は機械の共同利用と共同作業の実施、法人間連携等、地域全体で農地を守れる体制整備の構築を図る。平野部の条件の良いほ場整備田を中心に法人や認定農業者などの担い手へ集積、集約化を図るとともに、中山間地域は、集落内の個別担い手が協力して営農継続に努める。また、特に条件の悪い農地では、地域の特産品である栗の栽培を広げることも検討する。獣害防止柵の未実施地区に柵の設置を行い対策を徹底する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	505 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	505 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とするが、耕作に適しており将来に残す農地と山際等で耕作に適しておらず残さない農地との線引きを行う。
 なお、保全・管理を行う区域は関係者協議の上、必要に応じて適切に設定する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

継続協議

(2) 農地中間管理機構の活用方針

中間管理機構を活用し条件の良いほ場を法人や認定農業者等中心的担い手に集積・集約する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

継続協議

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

継続協議

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

継続協議

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣害防護柵の維持管理を継続。

⑧山水を水源とする地区での用水確保対策(水路補修等)と農道の補修・維持管理(大雨で被災箇所あり)。また、水稻の作付けに必要不可欠な井堰の改修を行う。